

(参考35-1)

(抜粋)

雇児発0331第47号
平成29年3月31日
(改正経過)
子発0720第7号
平成30年7月20日
子発0331第13号
令和2年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)について

従来、児童福祉法(昭和22年法律第164号)においては、あらゆる子ども家庭相談について児童相談所が対応することとされてきたが、すべての子どもの権利を擁護するために、子どもと家庭への支援を行うに当たっては、本来子どもとその家庭に最も身近な基礎自治体である市町村(特別区を含む。以下同じ。)がその責務を負うことが望ましいと考えられるようになった。一方、児童相談所は、児童虐待相談対応件数の急増等により、緊急かつより高度な専門的対応が求められ、市町村を中心として、多様な機関によるきめ細やかな対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、平成16年の児童福祉法改正により、平成17年4月から、子ども家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定され、市町村は、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもやその家庭に最も効果的な支援を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること(以下「子ども家庭支援」という。)となった。

さらに、平成28年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)において、すべての子どもが健全に育成されるよう、児童の権利に関する条約に基づき、子ども虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、市町村及び児童相談所の体制の強化、代替を含めた家庭での養育の原則等の措置を講ずることが盛り込まれた。

このうち、児童福祉法の理念規定は、昭和22年の制定当時から見直されておらず、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されること等が明確でなかったため、子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することを総則の冒頭(第1条)に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体がそれぞれこれを支える形で、児童福祉が保障される旨が明確化された。

市町村における子ども家庭支援は、こうした理念に基づき、常に子どもの安心・安全の確保を念頭に置くことはもちろんのこと、子どもの最善の利益を優先して考慮し、行われることが必要である。その実施に当たっては、市町村が中心となって、子どもの権利を守るための責務を果たしていくことが重要であるため、都道府県（児童相談所など）、その他の関係機関と緊密な連携を図ることなくしては、十分な支援は期待しえないことに留意し、都道府県（児童相談所）との関係ではあくまでも対等な協働関係を基本としつつ、その上で、他の関係機関との連携及び役割分担について具体的項目を明示的に確認し合って支援を継続的に行っていくことが重要である。

また、子ども家庭相談については、子どもに対する支援だけではなく、子どもの健やかな成長・発達・自立のためには、保護者ごと支える視点が不可欠であり、その観点から、保護者に対する助言、指導等を行い寄り添い続ける支援が必要となる。

このため、各市町村において、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般が適切に実施されるよう、今般、「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）を別添のとおり新たに策定したので、本指針（ガイドライン）を踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に子ども家庭支援が実施されるよう、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図られたい。

また、「市町村児童家庭相談援助指針」（平成 17 年 2 月 14 日付け雇児発 0214002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

| | |
|--|-----|
| 第6節 子ども・子育て支援事業との関係 | 92 |
| 1. 地域子ども・子育て支援事業の概要 | |
| 2. 連携の内容とあり方 | |
| 第7節 民生委員・児童委員（主任児童委員）との関係 | 94 |
| 1. 民生委員・児童委員の概要 | |
| 2. 主任児童委員の概要 | |
| 3. 連携の内容とあり方 | |
| 第8節 児童家庭支援センターとの関係 | 95 |
| 1. 児童家庭支援センターの概要 | |
| 2. 児童家庭支援センターの業務 | |
| 3. 連携の内容とあり方 | |
| 第9節 障害児支援実施事業所等、発達障害者支援センター等との関係 | 95 |
| 1. 障害児支援実施事業所等との関係 | |
| 2. 発達障害者支援センターとの関係 | |
| 3. 知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所との関係 | |
| 4. 支援拠点及び要保護児童対策地域協議会との関係 | |
| 5. 障害のある保護者への支援 | |
| 第10節 児童福祉施設（保育所、児童家庭支援センター等を除く。）との関係 | 100 |
| 1. 助産及び母子保護の実施 | |
| 2. 児童福祉施設における支援業務 | |
| 3. 児童福祉施設に関する状況の把握 | |
| 第11節 里親、養子縁組家庭との関係 | 100 |
| 1. 里親の概要 | |
| 2. 養子縁組家庭の概要 | |
| 3. 連携の内容とあり方 | |
| 第12節 自立援助ホームとの関係 | 103 |
| 1. 自立援助ホームの概要 | |
| 2. 連携の内容とあり方 | |
| 第13節 子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーションとの関係 | 103 |
| 1. 子ども・若者総合相談センターの概要 | |
| 2. 地域若者サポートステーションの概要 | |
| 3. 連携の内容とあり方 | |
| 第14節 警察等との関係 | 104 |
| 1. 警察の業務及び市町村（支援拠点）との関係 | |
| 2. 要保護児童（虐待を受けたと思われる子どもを含む。）への対応 | |
| 3. 非行少年への対応 | |
| 4. いじめ問題への対応 | |
| 5. 「居住実態が把握できない児童」への対応 | |
| 第15節 医療機関との関係 | 107 |

また、必ずしも、子ども・若者に関するすべての問題を子ども・若者総合相談センターだけで解決することが求められるものではなく、少なくとも関係機関のリストを整備するなどして相談の一次的な受け皿になり、自ら対応できない案件については、地域内の他の適切な機関に「つなぐ」ことが重要である。

なお、相談窓口が複数の機関に分散的に設けられている場合、必ずしもこれを物理的に一つに統合しなければならないものではないが、少なくともお互いの相談窓口の内容を把握した上で他の相談窓口を紹介することが期待される。相談者を地域内の他の適切な機関に紹介する場合は、相談者の希望及び紹介先の受入意向を確認した上で、相談者を当該機関に紹介するなどの配慮が必要である。

(2) 地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーションを実施する団体は、地方公共団体（都道府県、市町村（指定都市、特別区含む。））の支援の下に、地域若者サポートステーションを核とした若者支援のための各支援機関ネットワークを整備し、当該ネットワークを活用して、ハローワーク等と連携して支援対象者の就職に向けた支援を行う。

第14節 警察等との関係

1. 警察の業務及び市町村（支援拠点）との関係

(1) 警察では、

- ① 子ども虐待事案に係る子どもの安全確認及び保護、児童相談所への通告、虐待者の検挙、被害を受けた子どもへの支援
 - ② 非行少年に係る捜査及び調査、少年相談活動、街頭補導活動、継続補導活動
 - ③ 家出少年の捜索・発見・保護
- 等を行っている。

(2) 市町村は、要保護児童の通告先となっているため、警察と日頃から情報の共有や意見交換の機会を持ち、十分な連携を図りつつ対応する必要がある。特に、子ども虐待や非行の防止を図る上で市町村（支援拠点）の役割は重要であり、警察から要請があった場合、必要に応じ子ども虐待防止活動、少年補導、非行防止活動等に協力するなどの連携を図る。

2. 要保護児童（虐待を受けたと思われる子どもを含む。）への対応

(1) 警察と市町村間の情報共有及び連携

市町村（支援拠点）が通告・相談等により把握した虐待事案のうち、刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案、保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案等については、早急に子どもの安全を確保するため、警察及び児童相談所と情報共有を図り、連携して対応することが重要であり、以下の①に該当する情報については、警察への情報提供を徹底する。また、児童相談所においては、②及び③に該当する情報についても警察へ情報提供を行うこととしている。

- ① 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられるなど、「子ども

虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」の基準に準拠して、アセスメントシートの①から⑤までのいずれかに該当する事案に関する情報。また、①から⑤までに具体的に記載しているもののほか、頭蓋内出血、骨折、内臓損傷又は熱湯、たばこ、アイロン等による火傷がある事案、凶器を使用し子どもの生命に危険を及ぼす可能性があった事案、身体拘束、監禁又は夏期の車内放置をした事案並びに異物又は薬物を飲ませる行為があった事案については、危険性が高いことから、情報共有の徹底を図ること。ただし、アセスメントシートの①のみに該当する場合又は④中の「乳幼児」のみに該当する場合には他の情報も勘案し、総合的に判断すること。

このほか、アセスメントシートの①から⑤までに該当しないが、⑥から⑧までのいずれかに該当する事案である場合は、虐待が深刻化する可能性もあることから、支援を行う中で必要に応じて警察との情報共有を検討すること。

② 児童相談所が通告受理した事案のうち、通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において子どもの安全確認ができない事案に関する情報。ただし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し、緊急性に乏しいと判断される場合、災害時など、児童相談所等が48時間以内に子どもの安全確認が行えないやむを得ない理由がある場合は除く。

上記に関わらず、保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示している場合、通告時点で既に関係機関等による子どもの安全確認が一定期間行うことができている場合など、緊急性が高いと判断される場合には、48時間を待たずに直ちに警察との情報共有を検討すること。

③ 児童虐待に起因した一時保護又は施設入所・里親委託等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報。

このため、市町村（支援拠点）において、このような事案を把握した場合は、警察及び児童相談所への情報提供を行うとともに、警察及び児童相談所が保有している当該子ども及び保護者に係る情報についても提供を求めるなど、迅速かつ確実に情報共有を行う。

(2) 児童相談所への通告

警察は、児童福祉法第25条第1項に基づき、要保護児童を発見した場合は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないこととされており、通告先については、少年警察活動規則第38条第2項により児童相談所とされている。

また、警察は、110番通報等により子ども虐待が疑われる情報を覚知した場合、市町村、児童相談所等関係機関に対し、当該子どもに係る過去の対応状況等を照会し、その結果を踏まえて通告の要否を判断することとしている。

市町村（支援拠点）においては、当該照会に対し、以下の点に留意しつつ、記録等を確認し適切に回答する。

- ① あらかじめ警察との間で協議を行い、必要に応じて書面で取り決めるなどして、円滑な対応が図られるようにする。
- ② 対象となる子ども及び保護者の住所、氏名、110番通報の内容、安全確認時の

状況等、警察が保有する情報について、可能な限り提供を求める。

③ 警察からの照会時に提供された情報を記録として保存するとともに、その後の対応に活かすことができるよう情報を整理し、管理する。

④ 対象となる子ども及び保護者について、過去に子ども虐待に係る対応履歴がある場合は、警察が保有する情報も勘案した上で緊急性を判断し、警察と連携して迅速な安全確認を実施する。

(3) 要保護児童対策地域協議会における連携

現在、市町村に設置された多くの要保護児童対策地域協議会において、警察署が構成機関として参画しているが、警察署が要保護児童対策地域協議会の構成員となっていない自治体においては、構成員となるよう働きかけること。また、要保護児童対策地域協議会のうちケースの進行管理等を行う実務者会議への警察署の参加が必ずしも十分ではない状況が見受けられる。虐待事案については、事案の軽重を問わず、日頃から子どもと接する機会が多い医療機関、児童福祉施設、学校、警察等関係機関において積極的に情報共有がなされ、協働・連携・役割分担を図りつつ支援が行われることが効果的であるため、代表者会議のみならず、支援を行っているケースについて定期的な状況のフォローを行う実務者会議や個別ケースについて具体的な支援の内容等を検討する個別ケース検討会議についても必要に応じて構成員として警察の参画を求め、警察との情報交換、意見交換が積極的に行われるよう努めること。

3. 非行少年への対応

警察では、少年法第3条第1項各号に掲げられた非行少年（犯罪少年（第1号）、触法少年（第2号）及びぐ犯少年（第3号））について、どのような非行があったのかを明らかにするため、取調べや質問等を行っている。

犯罪少年について少年事件として捜査を行い、家庭裁判所に送致する、又は検察官に送致又は送付することとなる。また、触法少年又はぐ犯少年については、少年の行為や環境等について調査を行い、その結果に応じ、児童相談所に送致又は通告を行うこととなる。

このほか、各都道府県警察に設置され、少年問題に関する専門的な知識及び技能を有する少年補導職員等が配置された少年サポートセンター、各警察署の少年係等において、学校、児童相談所その他関係機関・団体と連携しながら、

- ・ 家庭問題や交友問題、学校問題、犯罪被害等の少年や保護者等の悩みや困りごとに係る相談活動
- ・ 街頭補導活動、継続補導・立ち直り支援活動
- ・ 被害少年へのカウンセリング等の支援活動
- ・ 少年の規範意識の向上、被害防止等に向けた広報啓発活動

等の非行防止対策を行っている。

さらに、教育委員会等と警察の間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度がすべての都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域、市町村の区域等を単位